

市芦救援会通信

市芦救援会通信 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付け 0797(32)1131
第12号 87/12 (1部100円) 市芦救援会 発行人 玉本 格

第四回公開口頭審理報告

右翼の妨害、処分者の 審理の密室化をはねのける

救援会事務局

去る十一月二十六日午後三時から第四回公開口頭審理が開かれましたが、当日朝から市芦文化祭が行なわれていたルナ・ホール周辺を右翼が街頭宣伝カー四台で市芦の組合教師への誹謗中傷をくりかえして行きました。制・私服警官二・三〇名と本庁幹部市職の警備という異常な状態で審理が行なわれました。「松本教育長が呼んだんだろう」と、幹部市職員も嘆く有様で、審理の数日前から市芦の正門に連日右翼が来て、教師の顔をビデオにとり、組合・公平委審理への妨害をつづけている姿に、現在の芦屋市教委の権力的姿勢と底流でつながるものと見なすのは我々だけではないようです。

そういうものものしい雰囲気助けられてか、審理冒頭から処分者側代理人(依・寺内弁護士)が、申立人側からの口頭による求釈明を行おうとした際、「すでに提出している準備書面(釈明書)——八通信No.9に掲載——のとおりです」と、公開口頭審理の原則を踏みにじる態度に出て、あくまで密室での「準備手続き」による「書面審理」を要求したため場内は騒然となりました。

処分者側代理人のあまりの不誠実さと、事実を公開することをあくまで拒み、あまつさえ審理の混乱を公平委の指揮のあいまいさに責任転嫁しようとしたため、副審査長から「すでに公開審理に入っており、必要あれば準備手続きをすることだったはず」と、処分者側をたしなめるといふ場面もありました。

それらの混乱のため、審理進行協議で二〇分も審理は中断し、当日

第4回審理記録要約<抜粋>

ごまかしと居直りに終始する市教委の釈明	救援会事務局	2
今学校では		
抗議は続く	「市芦分会字報」No.89	6
山谷越冬炊きだしへ熱い支援・協力を		
いのちをおもう	梶 満里子	8

も
く
じ

予定していた三人(深沢・河村・鈴木三先生)の求釈明・釈明は、二人の分も不十分なまま時間切れという状態になりました。

しかし、処分者側の不誠実さ、処分理由の杜撰さは少しづつ明らかになってきています。

次回以降の審理日程は、第五回が一月一六日(土)十時〜十二時、第六回が二月二九日(月)三時〜五時、第七回が三月二三日(水)三時〜五時と決まりました。今回は強制配転処分理由に関する求釈明の予定です。

申立人側からの求釈明に対して、処分

者側の釈明書提出が一月もかかるといふ有様で、政治的処分先行のあまり、つじつまあわせに苦労していると思われるので、多数の傍聴者の支援の下で徹底的に追及していきたいと思えます。

**公開の原則を踏みこむ
うとする処分者側の横暴**

申立人側(以下、申と記す)―口頭公開審理という事で皆さんが傍聴に来ておられますので、求釈明を一問一つやりたいと思います。

処分者側(以下、処と記す)―すでに提出している第二準備書面のとおりです。

傍聴席(以下、傍と記す)―読まなわかれへん!

(騒然)

書で出した。そういう主張をされるなら、これから文書を出さずに、すべて口頭ですますよ。本来の口頭公開審理ののりとして。

処―公平委でも、準備手続きをするというところで来たので、私共もそう対応してくる。

副審査長(以下、副審と記す)―当初はそのようだったが、原則どおり口頭での主張という風になり、公開審理に入っているので、準備書面を朗読なさったらよろしいんじゃないでしょうか。

処―公開ですつとやるという事は、今お聞きしたのは初めて。

**第4回審理記録要約<抜粋>
ごまかしと居直りに
終始する市教委の釈明**

救援会事務局

申―書面審理じゃなく、口頭公開審理であり、傍聴人からわからないと声が出るのは当たり前だ。

処―すでに書面で答えているので、ちくいち答弁する必要はない。

申―本来、求釈明も口頭でやり合いたいという思いがあったが、多分次回にのばされるといふ配慮から、あらかじめ便宜上こちらが文

副審―少し誤解がある。今、とりあえず公開審理という事で進行していると私共は認識している。あらためて今後も公開でいくという意志表示を私共は特にする必要はない。逆にいうなら、準備手続きに入りますという意志がない限りは一応このままでいくというのが私共の見解です。

処―私共は準備手続きでいいんじゃないかと

いう意見です。

傍―なんでも密室にするんか!

(進行の協議のため二〇分間審理中断)

審査長―公開がたてまえです。処分者でいちいち読み上げるのはどうかという事なので、前からでてる書類の問題点をきいて、それを処分者側に答弁させる様に。

処―求釈明とは審査長にこの点を聞いてほしいというもの。向こうが言ったからといって、私共に答える義務は何もない。

申―公開の意味がどこにある!

処―あなた方で、なぜ釈明が必要かという事をおっしゃって、審査長の方で判断をいただいて、その上で私共におたずねがあれば、ここで答ええるあるいはお答えする必要があるという風に申し上げます。

副審―なるべく委員会の職権が前に出ない形で当事者間でお答えいただくというのが望ましい。これは答える必要がないというものは以外は答えていただくというのが望ましい。

員が配置されたのか。

処―申立人が書いていた事への有無を答弁しただけで、この事を殊更処分の理由にしないので、釈明する必要はないと思っております。

申―これらの事実から、処分者側の考えについての推測説明の事実になると主張しているわけなので委員会の方で明らかにしたい。

申―最終的にはそうだが、普通は当事者間で互いに答えるというのが常識だ。

処―書面を出したのなら、書面の通りで常識やないですか! (傍処分者側弁護士が机をたたいて激昂)

申―求釈明・釈明ということでのやり取りがあり、それをわかるといふことで口頭でやるのが当然だと思えます。

副審―先ほど審査長がいわれたのは多少わかりにくい点があったかもしれませんが、言わんといふのに無理に私共が強制するわけにはいかないので、先方はこう答えてるとあなた方が朗読なさって、しかしこうだという事でおっしゃたらどうだという事を言

申―職員勤務時間の勤務割について、校長が周知させていた事実はないので、その周知方法を明らかにしていただきたい。それから、出張について慣行もふくめてどういう取扱いがなされていたのかを明らかにしたい。それから、校務の為に出していた事実は一切ないと主張されるのか。また組合要務として校外に出る場合、どのような取扱いがなされていたのか。

申―我々は公平委にわかる様にと考えてて、傍聴者側にわかる様に説明する必要はない。(場内騒然)

申―何のために公開してるのか。傍聴者は必要ないということか。

処―公平委の方で書面について確認していたらだいたらすむ。それが公開だ。

申―おうちゃくもん!

傍―おうちゃくもん!

申―公平委で釈明を求めて下さい。

それから、職員の服務規則について、他の教育機関は勤務時間の割り振りが決まっている職場で、学校現場は家庭訪問等様々な校外に出ていく職務があるので、それでもその「服務規則」が学校職員にそのまま

**権力的現場介入
慣行無視の処分者側**

申―深沢・河村両先生への処分通告に際して、なぜカメラ・テープレコーダー・多数の職

もその「服務規則」が学校職員にそのまま

適用されるのかどうか明らかにされたい。
処—適用されます。

処分事由に関連する日時も特定できない杜撰な処分者側

申—校長が申立人に「無断職場離脱」に関して注意していたと答えておられるが、具体的日時・内容を明らかにしていただきたい。処—……少なくとも昭和六〇年四月一三日には言ったという事は一つ特定しておりますし、それから後の事も、それぞれの職場離脱の前後という事で、おおむねその前後に言ったということ……。申—一回も聞いてない。

処—それ以上のことについては立証の段階で証人に言ってもらおうという風に考えています。申—具体的に特定できるのですか。

処—今申し上げたとおりです。さらにそれ以上具体的に証言として出てくるかどうかは、これは立証の段階にならないとわかりませんけれども、現実には職場離脱しておるわけですから、そのつど言っておるわけで。申—こちらはそういう注意を受けてないと言っているわけで、注意したというならいつしたのかはっきりさせると言っている。

申—立証段階では具体的日時等を明らかにしていただきたいと思います。

校長が組合に対し口頭で注意したという件ですが、河村さん本人に通告した事と組合執行部に通告した事と同一と理解されているのか。

処—河村さんは執行委員長でしたので、組合の交渉にも出てきておりますので、本人もわかっております。それに、そういうポジションです。組合に対して言えば、それは河村さんに対して言ったことと同じ意味合いをもっと考えています。申—河村さん、深沢さんが出席しているようにいまが、組合の役員であるからには、本人に対する通告であるという主張か。

処—河村さんが執行委員長でありましたので、河村さん本人が出て来ていますので、深沢さんについても同じ。

申—レターボックスに入ってた注意文書はどういう意味・権限をもつのか。

処—規則に違反しておるので、文書で注意したということ。

都合の悪い資料は封印し、申立人で実証せよと居直る処分者側

申—本件以前に無断職場離脱、それに対する処分があったのかどうか。

処—例があるなら事実を言っていたら、私の方で調べますから。

申—処分した例などないんでしょう。

処—主張実証されるのであればして下さいと申し上げてるので。

申—処分に至った具体的手続及びその審議内容。

処—辞令を渡して処分をしておりますので、もしその手続きに瑕疵があるという主張であれば、これまた同様に申立人の方で主張していただきたい。

申—処分を言い渡した時も、事実誤認があるという話で説明してほしいと言ったのですが、説明してもらえなくて、あとで教育委員会の議事録が処分のことを扱われてますので、どういう形でどういう理由で処分されたのかきちんと知りたいということで行ったわけです。

そうしますと、昭和五九年以前については処分の事項についても公開されてるわけですが、私共の分につきましては、突然、公開されていたものが封印されて、一切見れないという事で困っているわけです。瑕疵を主張されたいと言われても、どういう経過で処分されたという事が一切公表されない段階では、主張のしようがない。

だからそういう意味で、公平委員会の方でそれを開示されてきちんと説明されるよう、処分者側に要請してほしいと思います。

強制配転処分に関する 求釈明書

昭和六二年十一月十二日
昭和六二年不第一号

芦屋市公平委員会

委員長 佐藤貞晴 殿

不服申立人代理人

弁護士 在間 秀 和
弁護士 村 田 喬
弁護士 分 銅 一 臣

求 釈 明

上記事件について、不服申立人は以下の点について処分者に釈明を求めます。

記

- 1 処分者において、市立芦屋高校の教員定数の削減についての検討を開始した時期を明らかにされたい。
- 2 処分者が市立芦屋高校の教員定数の削減を検討するに至った動機、理由を明らかにされたい。
- 3 特に、従来と異なり、欠員の不補充という方法をとらなかった理由について明らかにされたい。
- 4 処分者が市立芦屋高校の教員定数の削減について審議をした日時を明らかにされた

い。

5 教員定数の削減について教育現場の意見聴取がされたか、されたとすれば何時、どのような方法でなしたのか、又、その結果について明らかにされたい。

6 教員定数の削減の方法についてどのような審理がなされたのか、明らかにされたい。

7 教員定数の削減が教育現場に与える影響について、どのような議論がなされたか、具体的に明らかにされたい。

8 教員定数の削減についての芦屋市議会への提案者は誰か。

9 上記提案者と処分者間でなされた協議の日時、内容について明らかにされたい。

10 提案者、乃至、処分者が、教員定数の削減の必要性に関し芦屋市議会に対してなした趣旨説明、及び、提出資料の内容を明らかにされたい。

11 昭和六二年三月二〇日可決の、「芦屋市職員定数条例」の一部改正によって、市立芦屋高校の「校長及び教員」の定数は三二名とされるに至っているが、その算出根拠を明らかにされたい。

12 処分者は定数標準法に規定する一学級の生徒を四五名として算出した標準定数は二八名とされるが、その算出方法を明らかにされたい。

13 助教諭の法的地位を明らかにされたい。

14 三二名の中に教員（三人の助教諭を含む）を配置したとされるが、教員定数三二名の中に助教諭は含まれるとする趣旨が明らかにされたい。

15 市立芦屋高校の教員定数三二名全員の氏名、職名を明らかにされたい。

16 市立芦屋高校が設立されて以降の、条例上の教員定数の変遷、定数標準法における標準定数の変遷、及び、実人数の推移について明らかにされたい。

17 条例改正前の教員定数が五七名とされていた理由を明らかにされたい。

18 処分者は、教員定数五七名の中には事務局に勤務する指導主事一七名を含んでいたと主張されているが、一七名の氏名、所属を明らかにされたい。

19 市立芦屋高校の指導主事は現在存在するの、存在するとすれば何名存在するのか、その氏名、所属を明らかにされたい。

20 本年度の予算上では市立芦屋高校の職員数は何名とされているのか、又、右予算上の職員数と定数条例上の定員数の関係について明らかにされたい。

21 処分者は、今回の「出来るだけ教科間の

バランス、適材を考慮して人事異動を行った」と主張されているが、今回の人事異動に関し、教科間のバランスについては如何なる配慮をなされたのか具体的に明らかにされたい。

22 市立芦屋高校における昭和六一年度、及び、同六二年度の各教科別の教員数を明らかにされたい。

23 多種多様の授業とは、英会話、コンピュータ以外にはどの様な授業があるのか明らかにされたい。

24 市立芦屋高校における昭和六二年四月以降の時間講師の人数、担当教科名、持ち時間数、採用期間を明らかにされたい。

25 処分者は、「持ち上がり」は必ずしも制度として確立されている訳ではない旨主張するが、「持ち上がり」は何時から実施されたのか、又、如何なる理由で実施されるようになったのか明らかにされたい。

26 処分者は、昭和六二年四月の校務分掌の割り当ての結果、分会執行委員を含む組合員二名を担任からはずさざるを得なくなると主張するが、「担任からはずさざるを得なくなった理由」とはなにか。

27 本人の希望、同意に基づかず、県市交流、他市交流の人事異動は存在するのか。又、存在するとすれば、その事例を明らかにされたい。

「授業に来る先生が六人も代わって、みんな教え方が違う。それで分かれというのが無理だ。授業ちゃんと受けるのが当り前やいけど、そんな授業についていけというのが無理や」

「何で辞める先生や事情のある先生ばかりを連れて来るんや。それやったら、前の先生を戻したらええんや」

「俺の弟を落とした上に俺まで辞めさせるつもりか。弟を落としたん、本当に頭にきとんや。それが一番言いたいんや。一生恨むぞ」

「それまでほとんどよう言い出さずにいた弟のことを、怒りと共に吐き出した。生徒の抗議は続いていた。いつの間にか職員室の中には四十人ほどの生徒が集まって回りを取り囲んでいた。生徒会執行部の生徒、奨学生もその輪に加わっていた。

「私の知ったことではない」「学校は良くなっていますよ」「生徒は授業をちゃんと受けるのが当り前」と生徒を挑発するだけで、生徒の抗議にまともに答えられない教頭に、爆発しそうない怒りを抑えて生徒は冷静に抗

28 処分者は、本件申立人の人事異動について、学校長の意見の聴取をなしたか、なしたとすれば、何時、どのような方法でなしたのか、又、その意見の内容を明らかにされたい。

29 処分者は、申立人は教育職を保有したまま指導員を命じられたものである旨主張するが、ここにいう「教育職を保有したまま」とは如何なる意味か、明らかにされたい。

30 指導員とは、「地方教育行政の組織及び

この求積明書は、六人の強制配転処分に関わって提出したものの内、六人の先生の個別的事項を除いたものです。いわば、六人の処分に共通して処分者が不明確にしている所です。

今、学校では

抗議は続く

「市芦分会字報」No.89

生徒の怒りは未だ消えず

十一月二十日、職員室で自然発生的に二人の生徒の教頭に対する抗議が始まった。一人は今年の入試で弟を落とされた生徒、もう一人は留年生でやっと勉強が分り始めていたのを今度の「教育改革」でまた勉強が分から

なくされた生徒だった。はじめは、「数学いっこもわからん。T先生に代えてくれや」というような穏やかな話だった。ところが、生徒の要求にまともに答えられない教頭は「それではT先生のコピー人間でもつくらな

議を続けた。周囲の教師からも「生徒の抗議にまともに答えろ」「まともな人事をするのが大前提だ」「生徒を挑発するな」「生徒に

ちゃんさせえ言うばかりでなく、学校側がしなければならぬことがあるはずだ」と、教頭をたしなめる声が上がった。

連動した生徒会のピラマキ

生徒の自然発生的な「教育改革」への抗議の声に、生徒会執行部は見事な反応を見せた。集団討議が組織され、ピラが作られ、さらにそのピラをめぐって討議が組まれた。翌早朝に生徒会執行部全員と奨学生を加えた十数人が校門前に並んだ。生徒への管理強化の中で、生徒たちはまだ息絶えてはいないことを証明してみせた。最初、「授業改革」に期待を寄せていた生徒も、その幻想が見事につぶれたことを次のように語っている。

「私は、選択授業になると聞いて最初は本当に嬉しかった。これで私が期待していた、自分の希望した授業が受けられるんやと思っただ。でも授業を受けてみてガッカリした。授業の内容には新鮮味がないし、余計に分らなくなりました。先生も前のようには楽しくなくなりました。思っていたものとは全然違ったものだった。よく考えると教頭先生の選択の説明も全然わからなかった。プリントに書いてあることをそのまま言っただけで、そんなこと言われんでも誰にでも分かることしか説明しなかった。前から選択授業に反対していた子

もいたけど、私も今はその子らと同じ考えで前の方がずっと良かったと思う」

こう語る生徒は、「先生に巻きこまれるな」という親の不安に、「これは私らのことで、私らの考えでやっていることや。他の子ともよく話し合っていているから心配いらぬ」と説得するものの、親の不安が消えるものではない。「私がしっかりして、進路もきちんと決めたらお母さんも分かってくれるやろ」と、自分の学校生活を通して母親の不安に応えようとしている。

こうした生徒たちがひとかたまりになって、体育祭、文化祭を全力をあげて乗り切った。こうした状況の中で、生徒会執行部に限らず、さまざまな生徒たちやグループが、学校教育に対する自分たちの意見表明を続けている。そうした生徒たちが市芦の中で最も力をつけ、元気で落ち着いている。自主活動の大切さを改めて認識している。

山谷越冬炊きだしへ熱い支援・協力を

後記

87〜88 山谷越冬炊きだしを十二月七日から三月末まで行ないます

●越冬資金カンパ、お米・食べ物物の協力をノ
●衣類カンパについてのお願ひノ

※よろこばれる衣料(防寒着、セーター、ズボン、下着類、靴下、作業着、タオル、トレーナー、毛布 等)

※残ってしまうもの(背広、Yシャツ、コート、革靴、布団、女・子供サイズ品)

△支援先▽

山谷いし・かわら・つぶて舎

東京都台東区日本堤二の十七の三

郵便振替 東京七一九三九六三

あるいは、「せいりん通信発行委員会」(神戸市中央区元町通五丁目三の十六)がまとめて郵送及び宅急便で送ります。ご協力下さい。

いのちをおもう(抄)

梶 満里子

岩手県から上京したお寺の奥さんが、浅草の路上で、横たわっている山谷の人らしき人を見つつけ、アッと心で叫んだが声をかけることができなかった。これが田舎だったら「どうしたの」とかけ寄って、なんとかしなければと思うのに、東京では誰一人、見向く人も

本年さいごの「通信」をお届けします。年末の忙しい時ですが、お読み下さい。

なんだかんだと言いつつながら、12号までできました。内容はまだ不十分と自覚しております。市芦のたたかいは、分会員・申立人だけに留まるものでなく、大衆的な支えを得て繰り広げられていきます。これをもっと誌面に反映しなければと思っております。又、各地で苦闘を強いられている人々のことも是非紹介してゆかねばならないだろうと考えています。そして反弾圧・反差別の戦線を広げ、のぼしてゆかねばと思えます。来年はさらにと決意して。

活動日誌△抜粋▽

1987. 11. 15〜12. 10

- 11・15 「芦屋の教育を考える市民の会」参加。
- 17〜20 国労スト支援行動。
- 20 同盟公判傍聴。
- 21 生徒会執行部・奨学生ら一〇数名がピラ配布(定員内三十三名切り捨て・教育改革反対を意志表示)
- 21〜26 右翼が連日市芦組合攻撃の街頭宣伝。第四回公開口頭審理、右翼が妨害。
- 27 「たたかう総評運動の継承、発展をめざす兵庫県集会」に参加。
- 12・1 生徒有志が早朝ピラ配布(生徒退学処分反対署名活動)。
- 8 組合と一時金・賃金改定の交渉をせず、一方的に「通知」ですます市教委の暴挙に抗議し、市庁舎前早朝ピラ配布。
- 9 昼休み、奨学生・生徒有志らが教育改革への抗議、その後教頭に対し、「わからない授業」への謝罪要求、校長交渉要求。

救援会通信No.11発送。